

国会議員関係政治団体とはどのような団体をいいますか。

「国会議員関係政治団体」は、平成19年12月の規正法改正により、新たに特例として設けられたものです。

1 国会議員関係政治団体

国会議員関係政治団体とは、次の政治団体をいいます(規正法19条の7①)。

- ① 国会議員に係る公職の候補者が代表者である政治団体(「1号団体」)
- ② 租税特別措置法に該当する政治団体のうち、特定の国会議員に係る公職の候補者を推薦し、又は支持することを本来の目的とする政治団体(「2号団体」)

- ※1 国会議員に係る公職の候補者には、現に国会議員の職にある者及び国会議員に係る公職の候補者になろうとする者を含みます。
- ※2 政党、政治資金団体及び政策研究団体は国会議員関係政治団体には該当しません。
- ※3 2号団体に該当するか否かは、課税上の優遇措置の適用関係「有」の届出をするかどうかにより判断されます。
- ※4 1号団体と2号団体の両方に該当する場合があります。

2 国会議員関係政治団体とみなされる団体

政党の支部で、国会議員に係る選挙区を単位として設けられるもののうち、国会議員に係る公職の候補者が代表者である支部は、上記1①の国会議員関係政治団体とみなされます(「みなし1号団体」)。

なお、都道府県を単位に設けられている政党支部は、(地理的範囲としては参議院の選挙区選出議員の選挙区と基本的に一致するものとも考えられますが、)あくまでも行政区画としての都道府県を単位として設けられている支部であれば、「選挙区を単位として設けられるもの」には該当せず、代表者が国会議員であっても、「国会議員関係政治団体」とみなされません。

例えば、〇〇党東京都支部連合会が、国会議員の選挙区支部として設けられているのでなければ、国会議員関係政治団体には該当しません(規正法19条の7②)。